

Baycom 電力サービスご利用者様 各位

**【期間延長】電気・ガス価格激変緩和対策事業に係る電気料金の特別措置について**

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社は、国の「電気・ガス価格激変緩和対策事業」（以下、「本事業」という）の激変緩和措置期間が延長されたことを受け、値引き期間を以下のとおり延長いたします。

敬具

## 記

**1. 「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の概要**

2022年10月に政府が決定した「物価高克服・経済再生実現のための総合経済対策」に盛り込まれたエネルギー価格高騰対策です。毎月の電気料金請求書に直接反映する形で料金の値引きを行い、電気料金の上昇によって影響を受ける家計の負担を軽減いたします。

**2. 対象となるお客さま**

当社と電気需給契約があるお客さま

※専有部と共用部では値引き単価が異なります。ご注意ください。

**3. 国が定める値引き単価**

毎月の電気料金を算定する中で、本事業において定められている以下の値引き単価を適用して、電気料金を算出いたします。

**【専有部における値引き単価】**

現在の特別措置	今回延長分	
2023年9月使用～12月使用 (10月検針 11月請求分～ 2024年1月検針 2月請求分)	2024年1月使用～4月使用 (2月検針 3月請求分～ 5月検針 6月請求分)	2024年5月使用分 (6月検針 7月請求分)
▲3.5円/kWh	▲3.5円/kWh	▲1.8円/kWh※

※「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の決定により、値引き単価は変更になる可能性があります。

例) でんき使用量 300kwhの場合

2023年10月～2024年5月検針 300kwh × 3.5円 = 1,050円の値引き

2024年6月検針 300kwh × 1.8円 = 540円の値引き

【共用部における値引き単価】

現在の特別措置	今回延長分	
2023年9月使用～12月使用 (10月検針11月請求分～ 2024年1月検針2月請求分)	2024年1月使用～4月使用 (2月検針3月請求分～ 5月検針6月請求分)	2024年5月使用分 (6月検針7月請求分)
▲1.8円/kWh	▲1.8円/kWh	▲0.9円/kWh※

※「電気・ガス価格激変緩和対策事業」の決定により、値引き単価は変更になる可能性があります。

例) でんき使用量 300kwh の場合

2023年10月～2024年5月検針  $300\text{kwh} \times 1.8\text{円} = 540\text{円}$ の値引き

2024年6月検針  $300\text{kwh} \times 0.9\text{円} = 270\text{円}$ の値引き

#### 4. 国の事業内容に関するお問合せ先

電気・ガス価格激変緩和対策事務局（資源エネルギー庁）[特設サイト](#)

お客さま向け窓口：0120-013-305（受付時間 9～17時（年末年始を除く））